

目黒区登録業者の入札参加除外措置の解除について

企画総務委員会資料
平成28年8月2日
総務部 契約課

番号	事業者名	所在地	理 由	当初の入札参加除外措置期間
1	成和建設株式会社	葛飾区東新小岩三丁目11番16号	排除措置の原因となった事実の解消が確認されたため。 措置要綱：目黒区契約における暴力団等排除措置要綱第4条及び第6条	平成26年6月18日から24か月。 ただし、当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで。 措置要綱：目黒区契約における暴力団等排除措置要綱別表第4号

【参考】目黒区契約における暴力団等排除措置要綱 別表

措置要件		期 間
1号	暴力団員等である場合又は暴力団員等が入札参加資格者の経営に事実上参加していると認められるとき。	
2号	いかなる名義をもってするかを問わず暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。	
3号	自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。	
4号	<u>暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。</u>	当該入札参加除外措置をした日から24か月。ただし、当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで。
5号	下請負人等が、前各号のいずれかの規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。	
6号	入札参加資格者が、第5条に基づく勧告措置を受けた日から1年以内に再度勧告に相当する行為があったとき。	

○ 今後の予定

平成28年8月中旬 ホームページ等にて公表